

## IV. 中間連結財務諸表等

### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社 166社

主要な会社名	株式会社三井住友銀行 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank 三井住友銀リース株式会社 三井住友カード株式会社 S M B C キャピタル株式会社 S M B C ファイナンスサービス株式会社 S M B C フレンド証券株式会社 株式会社日本総合研究所 SMBC Capital Markets, Inc.
--------	--

なお、S M B C ファイナンスビジネス・プランニング株式会社他7社は新規設立等により、当中間連結会計期間から連結子会社としております。

旧株式会社みなとカードは合併により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。また、エスエムエルシー・インダス有限会社他5社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。

##### (2) 非連結子会社

主要な会社名	SBCS Co., Ltd.
--------	----------------

子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他115社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の非連結子会社 4社

主要な会社名	SBCS Co., Ltd.
--------	----------------

##### (2) 持分法適用の関連会社 46社

主要な会社名	プロミス株式会社 大和証券エスエムビーシー株式会社 大和住銀投信投資顧問株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 株式会社クオーク
--------	--

なお、プロミス株式会社他4社は株式取得により、当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社としております。

また、ソニー銀行株式会社他2社は議決権の所有割合の低下等により、関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社

子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他115社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。

また、その他の持分法非適用の非連結子会社、関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

3月末日	6社
4月末日	1社
6月末日	66社
7月末日	2社
9月末日	91社

(2) 3月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

中間連結貸借対照表注記、中間連結損益計算書注記に記載しております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書注記に記載しております。